有害物質の目録第Ⅰ部の要目

有害物質の目録第Ⅰ部の識別番号／確認番号……

注釈　条約附属書第５規則に定める有害物質の目録第Ⅰ部は、有害物質の目録に関する国際証書の不可欠な一部であり、当該国際証書に常に添付しなければならない。有害物質の目録第Ⅰ部については、機関が作成する指針に定める標準様式に基づいて作成すべきである。

この証書は、次のことを証明する。

1　この船舶が、条約附属書第10規則の規定により検査されたこと。

2　検査の結果、有害物質の目録第Ⅰ部が条約の関係規定に完全に適合していること。

この証書の基礎となる検査の完了の日……（日／月／西暦年）

この証書は、……（日／月／西暦年）まで効力を有する。

……において発給した。
（証書の発給の場所）

（日／月／西暦年）……　……
（発給の日）　（証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、当局の印章）

第11規則６の規定を適用する場合における５年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書(注)

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、条約附属書第11規則６の規定により……（日／月／西暦年）まで効力を有する。

署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）

場所……

日付（日／月／西暦年）……

（必要に応じて、当局の印章）

更新検査が完了し、第11規則７の規定を適用する場合における裏書(注)

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、条約附属書第11規則７の規定により……（日／月／西暦年）まで効力を有する。

署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）

場所……

日付（日／月／西暦年）……

（必要に応じて、当局の印章）

注　検査時の裏書のページは、主管庁が必要と認めるときは複製され、証書に添付される。

第11規則８又は９の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書(注１)

この証書は、条約附属書第11規則８又は９の規定(注２)により……（日／月／西暦年）まで効力を有する。

署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）

場所……

日付（日／月／西暦年）……

（必要に応じて、当局の印章）

追加検査時の裏書(注１)

この船舶は、条約附属書第10規則の規定による追加検査において、条約の関係規定に適合していると認められた。

署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）

場所……

日付（日／月／西暦年）……

（必要に応じて、当局の印章）

注１　検査時の裏書のページは、主管庁が必要と認めるときは複製され、証書に添付される。

注２　該当しないものを抹消すること。

付録四　再資源化の準備の完了に関する国際証書の様式

再資源化の準備の完了に関する国際証書

（注釈　この証書は、有害物質の目録及び船舶の再資源化計画によって補足される。）

（公の印章）　（国名）

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）に基づき、……政府の権限の下に、……が発給する。
（国の名称）　（条約により権限を与えられた者又は団体の正式名称）

船舶の要目

船名	
船舶番号又は信号符字	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
国際海事機関登録所有者識別番号	
国際海事機関会社識別番号	
建造日	

船舶の再資源化施設の要目

船舶の再資源化施設の名称	
再資源化会社の識別番号（注）	
住所	
ＤＡＳＲの有効期間の満了の日	

注　この番号は、船舶の再資源化を行うための許可証（ＤＡＳＲ）に基づく。

有害物質の目録の要目

有害物質の目録の識別番号／確認番号……

注釈　条約附属書第５規則に定める有害物質の目録は、再資源化の準備の完了に関する国際証書の不可欠な一部であり、当該国際証書に常に添付しなければならない。有害物質の目録については、機関が作成する指針に定める標準様式に基づいて作成すべきである。